

別紙12（水域環境保全創造事業に係る運用）

第1 趣旨

藻場・干潟の減少や磯焼けの進行、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等により、水産動植物の生育環境が悪化しており、近年の資源評価結果によれば、資源評価を実施している水産資源のうち半数近くの資源が低位水準にある。また、漁港の静穏水域では、幼稚仔のゆりかごとしての役割や蓄養殖が行われており、周辺の漁場環境と密接な関係を有している。

このようなことから、水産資源の生産力の向上及び漁港漁場の水域環境の改善を効果的に推進するため、漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策を推進するものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8第2（1（1）及び（3）の規定、2（1）の表の区分1及び3欄、2（2）（ア）、（ウ）、（エ）、（オ）、（キ）及び（ク）並びに4（1）及び（3）の規定を除く。）及び第3（1の（1）（ウ）及び（2）（イ）の規定を除く。）から第6まで並びに別記参考様式別紙8第1号、第2号の1、第3号、第4号（「整備計画名」欄並びに備考2及び3を除く。）までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第3の1（1）（ア）ウ及び2（1）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙8」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2（1）	実施要綱第2の1の（2）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備	交付要綱別表1の（3）のイの水域環境保全創造事業
第2の3の柱書き	第2の1の（1）及び（2）の事業の事業主体	事業主体
	<p>漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることができる。</p> <p>第2の1の（3）の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。</p> <p>（ア）市町村が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が都道府県道である場合当該都道府県</p>	<p>漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることができる。</p>

	<p>(イ) 都道府県が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が市町村道である場合当該市町村</p> <p>なお、市町村が漁港管理者である漁港について都道府県がその漁港につき整備事業を実施している場合には、上記の原則にかかわらず当該都道府県が行うことができるものとする。</p>	
第3の柱書き	実施要綱第7の2に規定する実施要件	実施要件
第3の1(1)柱書き	実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
	第2の1の(1)、(2)及び(3)ごとに、以下のとおり、	以下のとおり、
第3の1(1)ア	第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業を実施しようとする場合には、次の区分により、	次の区分により、
第3の1(1)ウ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事
第3の1(2)ア	事業計画書は、第2の1の(1)及び(2)については、	事業計画書は、
第3の2(1)	事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙8第3号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄県知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第3号）すること。
第3の3の表題	事業計画書の変更	事業計画書及び年度別事業計画書の変更
第3の3(1)	第3の1の事業計画書	第3の1の事業計画書及び第3の2の年度別事業計画書
第3の3(2)	事業計画書	事業計画書及び年度別事業計画書
第4の柱書き	別に定めるところにより、予算の範囲内で	予算の範囲内において沖縄県に対して

別記参考様式 別紙 8 第 1 号 及び第 3 号	農山漁村地域整備交付金実施要領別 紙 8	沖縄振興公共投資交付金交 付要綱別紙12の第 2 で準用 する農山漁村地域整備交 付金実施要領別紙 8
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	1. 地区名：○○地区
別記参考様式 別紙 8 第 2 号 の 1	地域水産物供給基盤整備事業・水域 環境保全創造事業	水域環境保全創造事業
	農山漁村地域整備計画	○○地域整備計画
別記参考様式 別紙 8 第 4 号	(地域水産物供給基盤整備事業、水 域環境保全創造事業)	(水域環境保全創造事業)

第 3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局庁通知・23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長通知・23 林整計第 345 号林野庁長官通知・23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局庁通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 11 水産物供給基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 11 水産物供給基盤整備事業）の第 2 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水港第 4457 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 23 年度までに採択された地区であって、平成 24 年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第 2 の 1 に規定する事業計画書と見なし、また、第 1 の 5 の（1）に規定した計画事業費に関する要件は適用しないものとし、市町村又は水産業協同組合が事業主体の事業基本計画については、市町村等事業推進を行うことができるものとする。